

議案第49号

小松島市印鑑条例の一部を改正する条例について

小松島市印鑑条例（平成4年小松島市条例第25号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月10日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市印鑑条例の一部を改正する条例

小松島市印鑑条例（平成4年小松島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を、「に」の次に「基づき、」を加え、「より」を「本市の住民基本台帳に」に改める。

第4条第3項を次のように改める。

3 登録申請者が自ら登録申請した場合、前項の規定にかかわらず、本人であることの確認は、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって市長が定めるものの提示によって、行うことができる。

第6条第1号中「住民（住民基本台帳法）」を「住民（法）」に改め、「氏名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第4号中「印鑑」を「印影」に改める。

第7条第3号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に改め、「氏名及び」の次に「当該」を加える。

第14条第5号中「氏、」を「氏（氏の変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」に、「名又は通称」を「又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」に改め、同条第6号中「住民基本台帳」を削る。

第17条第2項第1号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加

え、「記録」を「記載」に改め、「氏名及び」の次に「当該」を加え、同項第5号中「記録」を「記載」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。